

【質問内容・大綱5点】

1 予算について

- ①平成 26 年度予算
- ②復興関連予算

2 県税について

- ③県税収入の状況
- ④県民個人所得の現状認識
- ⑤法人県民税、法人事業税
- ⑥不動産取得税
- ⑦震災から 3 年を経過している県税の推移
- ⑧県税収入の今後の見通し
- ⑨地方交付税と県債
- ⑩県債発行をする際の基準
- ⑪ふるさと納税による寄附金
- ⑫寄付者に対する特産品の送付事業
- ⑬ふるさと納税に対する知事の考え
- ⑭歳出の状況
- ⑮入札不調対策と工事請負変更契約の数

3 社会保障について

- ⑯社会保障関係費とその増加率
- ⑰社会保障関係費の増加
- ⑱来年度予算の交付額
- ⑲社会保障制度改革の方向性と財政の健全化

4 東日本大震災みやぎこども育英基金について

- ⑳寄附金受入額と支援事業終了までの総見込額
- ㉑他事業への基金の使用用途
- ㉒寄附金の今後の使用用途
- ㉓支援格差を埋めるため

②④支援と教育手当

②⑤寄附の実態

5 幼稚園の就励費について

②⑥幼稚園の就園補助奨励費

②⑦幼稚園の就励費の還付時期

②⑧幼稚園運営補助金

②⑨子ども・子育て新制度

②⑩幼稚園の今後

【前段】

「木を見て森を見ず」という言葉があります。さまざまな課題を抱える現在、政治は、その成果を細かい具体的な形で求められておりますが、それに対し、細かくそれぞれの政策を見ているだけでは、時として大局を見失います。また、最近の政治の現場では、一つのことをやるかやらないかだけのシングルイシューの政策も多く見受けられます。

先般の東京知事選挙では、原発問題が争点になりました。問題の重要性は理解します。しかし、主要争点となることに疑問も感じます。国は国、地方は地方、それぞれが担う責任と権限について、有権者に向け政治が理解を求めることを怠ることは、地方分権の推進に水を差す行為であると考えます。地方行政として、生活そして地域に密着した課題に対する争点を有権者はもっと求めていたように思え、有権者との間にミスマッチを起こしていたように感じられたことは大変残念なことに思います。県という自治体が担う広域行政は、一本の木の成長を見届けながらも、その一点だけの視点にとどめず、俯瞰的な視野で森も見ることも必要であります。一人一人の県民、一つ一つの地域が重要なことは間違いありません。しかし、すべてに対し均等に同じ力を注ぐことは理想であっても、その実現は現実として大変厳しいことです。むしろそのことを理由に、何も手を出せなくなる方へ陥りがちです。最大の効果を模索し、多くの理解と協力を求めながら、歩みをとめないことが大切なのです。

国の動向や地域の配慮により、大切なことがとどまっている宮城県政がそんな消化不良を起こすときに、少しでも前に歩みを進めることを支えるのがこの議会の果たすべき役割であると考えます。たくましく育つ木々を支えながら、宮城県全土を豊かな1つの森とする、その視点を忘れずに議論することを旨とし、以降、大綱5点についてお伺いしてまいります。

【大綱1 予算について】

質問1.平成二十六年予算

宮城県震災復興計画を進めていく上で、国からの安定した財源確保は不可欠です。震災当初の復興関連予算は、市町村分を合わせ約12兆8000億円となっております。その全体額に変更はないのか、お聞かせください。

答弁1.（村井嘉浩知事）

今後、復興事業費等については、今年の夏に実施予定の政府要望に向けて、市町村分も含めて更に精査を行い、必要とされる復興事業費の総額等を具体的に示して、必要となる財源の確保をするよう国に対して要望してまいりたいというふうに思います。また、県と市町村が同じような事業、ダブルでカウントしている場合もあるそうですので、増えるのか減るのか、ちょっとその辺ははっきりまだわかりません。

質問2.復興関連予算

復興関連予算における25年度の予算執行見込み額と、国の財政支援が見込まれる平成27年までの予算見込み額。そして、平成28年度以降、どれほどずれ込んで復興予算額が出るのか、その3区分に分けてお聞かせください。

答弁2.（上俣屋尚総務部長）

普通会計決算ベースでの震災分の歳出でございますが、23年度が1兆59億、24年度で1兆474億、25年度（今年度）が2月補正反映後の普通会計予算額で8468億円となっております。以上を通算しますと、これまでの震災分の執行見込み額2兆

9001 億となります。来年度、26 年度当初予算では、普通会計ベース 6485 億となっております。また、みやぎ財政運営戦略の中での試算に基づきますと、これは一般会計予算ベースですが、27 年度 6485 億、28 年度 4500 億、29 年度 3400 億の震災分の予算を推計しております。

【大綱2 県税について】

質問3 県税収入の状況

政府による経済対策や復興需要の下支えによる企業利益の改善により、平成 26 年度予算編成を見ても、県税で 2579 億円、地方譲与税で 407 億円を見込んでおり、昨年を上回っている状況でございます。富県宮城の実現と震災復興の加速には欠かせない自主財源の柱、県税についてお伺いしてまいります。平成 25 年度補正予算において、県税はプラス 250 億円の積み増しを行った結果、約 2500 億円に上り、その金額を見る限りでは、震災前の平成 21 年度、22 年度も上回る額です。平成 26 年度において、震災前の安定した県税収入の状況に戻ったという認識でよいのか、お聞かせください。

答弁3.(上仮屋尚総務部長)

26 年度当初予算額は、税収 2579 億円を計上しております。これは震災前、平成 22 年度決算額約 2244 億でしたので、これに比べて-4.9%、335 億円増加しているということになります。これにつきましては、約 3 割を個人県民税が占めておりますが、ほとんどの税目で震災前の税収まで回復をしている、更にそれを上回っている状況でございます。

しかしながら、この増に寄与している法人二税、それから軽油引取税などは、非常にいわゆる復興景気の影響を受けやすい性格がございます。戻ったと案ずるのではなく、今後の税収の動向をしっかりと注視していく必要があると考えております。

質問4. 住民税非課税世帯の推移も含めた、県民個人所得の現状認識

震災による沿岸市町の人口の転出や企業集積が進む県中央部エリアなど、地域ごとのばらつきがあると思われます。住民税非課税世帯の推移も含め、県民個人所得の現状認識についてお聞かせください。

質問4. (上仮屋尚総務部長)

個人の事業所得あるいは給与所得の伸び、年金受給者の伸びなどを見込み、去年と比較すると約48億円、7.1%の増と考えております。御質問の地域ごとですが、総じて申し上げますと、沿岸部及び内陸部にかかわらず、全地域において伸びているという状況でございます。中でも、津波被害を受けた沿岸域の県税事務所管内において課税対象者は減少していますが、税額の伸び率は、昨年度と比べてかなり比較的高くなっております。その要因といたしましては、震災直後に、雑損控除など被災者特例としての減税措置がございましたので、それらがなくなったことによる影響ではないかと考えております。

なお、御質問もう一点ありました住民税非課税世帯の数値は、申しわけありませんが統計がありませんので、把握をしていないところでございます。

質問5. 法人県民税、法人事業税

法人二税の収入について、金額ベースでお聞かせください。また、法人二税における仙台市が占める割合をお聞かせください。

答弁5. (上俣屋尚総務部長)

震災の影響で事業継続が困難になった法人もあって、事業所数全体としては、震災前の22年度と比べると若干減少しているのですが、県外本店、県外からの新規参入と考えられる法人数が極めて著しく伸びておりまして、その税額も増加しているところでございます。こうした県外からの震災以降の進出企業は、現在、復興特区法などの減免措置を受けておりますので、それでも税額は多少ふえていますが、これがなくなり、かつ本格操業になれば、更に税収増が期待できるのではないかと、我々、期待しているところでございます。

また、法人二税における仙台市の占める割合ですが、仙台市そのものはないのですが、仙台3県税事務所の全体に占める割合でございまして、これは約8割を占めております。

質問6. 不動産取得税

平成26年は住宅再建や企業の事業再建、企業誘致に伴い、不動産取得税の伸びが予想されます。個人分、企業分それぞれどれくらいを見込んでおられるのか、お聞かせください。

答弁6. (上俣屋尚総務部長)

御質問そのものの個人分、事業分という分けはないのですが、いずれにしても平成25年の建築着工統計等に見る家屋の建築状況は、住宅、非住宅ともに前年を上回っているところでございます。しかしながらこの伸びは、大半が被災された住民の方、あるいは事業者の方が代替取得をしているものが大半と思われるので、直接の税収増加、来年にはつながらないというふうに積算をしております。また、承継取得についても、震災直後はかなり取引があったのですが、今年の後半ごろから落ちつきを見せている状況にあります。そうした原始取得、承継取得の状況を踏まえて、来年については、約56億円という税収を見込んでおり、去年から比べると、減りまして87.7%となっているところでございます。

質問7. 震災から3年を経過している県税の推移

県税別区分や内訳を見ると、すべて増加されている見込みで、プラス要素が多く見受けられます。震災から3年を経過している県税の推移を知事御自身はどのような認識をされているのか、お聞かせください。

答弁7. (村井嘉浩知事)

震災による深刻な影響が懸念されたものの、平成24年度は復興需要により、建設業を初めとするほとんどの業種で税収が回復し、法人二税が前年度比168億円増の135.1%、震災前の水準に回復した地方消費税が前年度比77億円増の130.8%となるなど大幅に増加し、平成23年度(前年度)と比べまして117.8%の2429億円となったわけでありまして、復興需要や景気回復により、平成25年度も引き続き堅調に推移をしており、県税収入につきましては震災以降順調に回復をしていると認識しております。

質問8. 県税収入の今後の見通し

震災復興の再生期というこれからの過程は、復興関連事業による社会資本の再整備と富県戦略推進による産業や人口集積という、本県の持つすべての力と知恵の結集が求められているプロセスなどと考えます。知事が掲げる創造的な復興が県税収入に与える効果などを含め、知事のお考えをお聞かせください。

答弁8. (村井嘉浩知事)

私の言っております創造的復興というのは、震災がなければできなかったような事業をやっていく、特に民間の力をできるだけ活用していくということでございます。いろんな事業がうまく回っていくようになりますと、創造的復興が実現した暁には、相当、税収の効果、経済効果というのも期待できるのではないかというふうに思っております。

質問9. 地方交付税と県債

平成 26 年度の地方交付税のうち普通交付税は、県税収入の増加などの影響により、対前年比 5.2%減、金額ベースで 80 億減、1470 億円であります。県税収入の伸びによる減額幅と、昨年の宮城県職員の人件費削減に伴う普通交付税措置はどのような算定になったのか、お聞かせください。

答弁9. (上俣屋尚総務部長)

御指摘のとおり、予算額として 1470 億円を計上しておりますが、これは、今年度の最終予算額よりも 94 億円の減額、約 6%の減額と見込んだところでございます。御質問の県税収入の伸びによる影響度でございますが、これは、御案内のとおり、普通交付税、基準財政需要額から基準財政収入額を差し引くことでおおむね計算されます。基準財政収入額における県税収入に 75%をかけて算入しますが、それが 76 億円増加をしたので、それだけ普通交付税が差し引く部分が大きくなったので減るということで、94 億の減額のうちのほとんどが税収増であると分析をしているところでございます。

それから、もう一点、公務員給与の削減の影響でございます。今年度においては、国の要請を踏まえまして、特例的な給与カットが行われて、今年度の普通交付税においては、その影響額が約 95 億円であったところでございます。しかしながら、来年度、26 年度当初予算においては、国からのそういった要請あるいは地方財政計画などにはなっておりませんので、このカットの影響額というものは一切ないところでございます。

質問10. 県債発行をする際の基準

退職手当債、行政改革推進債の県債発行をする際の基準をお聞きかせください。

答弁10. (上仮屋尚総務部長)

これらは赤字補てん的な性格を有しております、特例的な地方債でありますし、交付税措置は一切ありませんので、将来負担を考慮すれば、財政運営上は極力発行しないことが望ましいと認識をしております。ですので、できるだけ発行をしないように済むようにというのを目標としまして、来年度中に歳出削減あるいは歳入増加の取り組みを全庁挙げて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

質問11. ふるさと納税による寄附金

震災後、寄せられたふるさと納税による寄附金の総額をお聞かせください。

答弁11. (上仮屋尚総務部長)

震災後ということで、22年度から25年度の合計額で申し上げますと、2億5000万余りでございます。件数といたしましては、約3400件という温かいお志をいただいたところでございます。

質問12. 寄付者に対する特産品の送付事業

ふるさと納税寄附者に対して、宮城の復興の姿、県産品の魅力ある内容に企画した特産品の送付事業とし、感謝、御礼の気持ちを送る形へと進化させていきたいと感じています。これは震災復興再生期に当たり、進めていくべき事業ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

答弁12. (上仮屋尚総務部長)

我が県では知事名によるお礼の手紙を送付するとともに、500万円以上の寄附をしていただいた方には、感謝状を贈呈して感謝の意をあらわしているところでございます。御提案のありました特産品の送付については、大変貴重な提案であると認識をしておりますが、送付に係る事務負担あるいは発送費が発生するなどの課題もあると考えておりました。今後、研究をしてみたいと考えております。

質問13.ふるさと納税に対する知事の考え

ふるさと納税の特産品事業を入れたところは、ふるさと納税が何十倍と伸びてきているという現況を踏まえて、この事業を再生期である、いまこそ取り組むべきだと思っております。知事、改めてお考えをお聞かせください。

答弁13(村井嘉浩知事)

他県の事例等もよく研究しながら、検討してみたいというふうに思います。

質問14. 歳出の状況

来年度の公債費が増加するその主な理由と、公債費における県債区分の内訳もお聞かせください。

答弁14. (上仮屋尚総務部長)

来年度一般会計公債費のうち、その概ねは県債の元金償還額843億円でございますが、今年度に対して134億円、約19%と大きく増加をしております。その主な内訳ですが、公共事業などの投資的経費のために発行した地方債の償還が585億というこ

とで、843 億円のほとんどになっております。また、今の 585 億円以外のものとしましては、国直轄事業のために発行した地方債の償還、これが 108 億円、それから、臨時財政対策債の償還、これが 97 億円というのが主な内訳となっております。

質問15. 入札不調対策と工事請負変更契約の数

昨年度の復旧・復興関連事業における入札不調を要因とした繰越事業との関係や工事請負変更契約との関係が平成 26 年度の予算編成にどのように加味されているのか。また、平成 26 年度における入札不調対策と、議会承認案件の 5 億円以上の工事請負変更契約の数がどのくらい見込んでいるのか、お聞かせください。

答弁15. (上飯屋尚総務部長)

来年度一般会計当初予算における投資的経費は前年から 22.3%増の 5253 億円となっているところでございます。また、来年度、26 年度への繰り越しについてですが、今年度からの明許繰越費が予算上、3756 億円となっております。また、事故繰り越しは見込み額ですが、約 620 億円となっております。この 2 つを合わせると、繰り越しは 4376 億円程度を見通しております。また、もう一点、工事請負契約の変更につきましては、インフレスライド、あるいは単価の見直しなどで多数行っておりますが、基本的には、来年度当初予算に変更後の所要額を計上する形で対応しております。今後の変更分については、来年度における補正予算で対応することとしております。

【大綱3社会保障について】

質問16. 社会保障関係費とその増加率

日本は今、65歳以上の高齢者人口の比率が既に総人口の4分の1、これに伴って、年金、医療、介護など社会保障給付は年間100兆円を超える水準であり、なおかつ毎年約1兆円の社会保障関係費がふえていく状況であります。また、国の基礎的財政収支対象経費に占める社会保障関係費割合も4割を超えております。本県における平成26年度予算の社会保障関係費を見ても、国民健康保険財政健全化対策費の235億円、介護保険制度運営費の235億円、後期高齢者医療対策費の184億円であり、増加し続けております。

そこで、本県の平成26年度における社会保障関係費とその増加率は毎年どれくらい予想しているのか、金額ベースでお聞かせください。

答弁16. (上仮屋尚総務部長)

社会保障関係経費についての御質問でございます。まず、平成26年度の予算における額ですが、約1200億円程度と見込んでいるところでございます。また、再来年度以降の見通しですが、宮城財政運営戦略の中の中期的な財政見通しにおきましては、27、28、29年度それぞれの社会保障関係経費の前年度増加額を80億から150億程度の間で、5%から12%は、それぞれの年度ふえていくであろうという形で見込んでいるところでございます。これに対しては消費税の引き上げがまず充てられますが、その他につきましては一般財源によらざるを得ませんので、歳入確保、歳出削減努力を進めてまいりたいと考えております。

質問17. 社会保障関係費の増加

平成 26 年度、本県における子ども・子育て支援策の関連予算と高齢化等に伴い大幅に増加している社会保障関係費予算を金額でお聞かせください。

答弁17. (岡部敦保健福祉部長)

社会保障関係経費の概ねを占めます保健福祉部の予算の中で、子ども・子育て関連といたしまして大幅に増えている主なものは、待機児童解消事業で、約 20 億円の増という状況になっております。また、高齢者と障害者の関係でございますと、介護関係、それから後期高齢者、国民健康保険の 4 つの大きな事業の県の義務負担金を見ますと、25 年度も 723 億円と、53 億円、前年度からふえておりますが、26 年度も 770 億円と、47 億円増えているということで、毎年度、こういった基本的な 4 事業だけでも 50 億円近く増えている状況でございます。

質問18. 来年度予算の交付額

来年度予算は社会保障と税の一体改革を実現する最初の予算として編成されております。平成 27 年度予算における清算金支出と徴収取扱費を差し引いた最終的な本県の収入見込み額と、市町村への交付額をお聞かせください。

また、消費税 8%増収分の実質的な本県分、市町村分はどれくらいか、金額ベースで端的にお答えいただければと思います。

答弁18. (上仮屋尚総務部長)

県税収入に清算金収入、それから徴収取扱費を差し引き等しますと、602 億円を見込んでおりまして、市町村への交付が 297 億円、本県の実質収入としては 305 億円を見込んでおります。

また、税率引き上げに相当する分としては、本県分 51 億円、市町村分 49 億円を見込んでおります。

質問19 社会保障制度改革の方向性と財政の健全化

社会保障給付や社会保障サービスという受益と保険料や税金という負担は表裏一体なものであると考えますが、社会保障制度改革の方向性と財政の健全化について知事のお考えをお聞かせください。

答弁19. (村井嘉浩知事)

受益と負担の公平性という意味では社会保障制度改革につきまして、思い切った形をとっていくべきだというふうに思っております。あれもこれもやるのではなくて、あれかこれかという選択をしていかなければいけないと思います。求めるものが大きければ払うものも大きくなり、払うものを、つまり税金の支払いを少なくしたいならば、受益も当然減らしていくということを国民のコンセンサスとして持つべきだと、私はそのように考えております。

【大綱4 東日本大震災みやぎこども育英基金について】

質問. 20 寄附金受入額と支援事業終了までの総見込額

全国、全世界からの寄附金による東日本大震災みやぎこども育英基金を財源として、震災遺児・孤児に対する生活支援、就学支援の事業を行っております。その対象人数は 1017 人、この基金のこれまでの寄附金受入額と支援事業終了までの総見込み額をお聞かせください。

答弁.20(岡部敦保健福祉部長)

こども育英募金に寄せられました寄附金につきましては、昨年末現在で 69 億 4000 万円ほどになってございます。毎月の支援金とそれから入進学時の奨学金給付、この事業終了までの総見込み額といたしましては、今のところ 40 億円ほどを見込んでございます。

質問. 21 他事業への基金の使用用途

寄附金は今後も継続され、先ほどの支援事業見込み額からすれば、十分な額であることから、現在の事業のほか、どのような事業に対しこの基金を充当するお考えなのか、お聞かせください。

答弁.21. (岡部敦保健福祉部長)

現在、寄附をしていただきました皆様方の意向を尊重しており、震災で親を亡くされた子供さんたちへの支援を最優先に取り組ませていただいているところでございます。国の関連支援制度によりまして、被災しましたお子様方に対しましては子供の心のケアや就学支援など、手厚い措置は今のところ講じられております。ですがこれらの制

度はいつかの時点で終息をしていくという状況も考えられますので、この事業の用途につきましては、国の動向を見ながら、対象範囲の拡大とか支援の内容について検討を行わせていただいているところでございます。

質問.22 寄附金の今後の使用用途

平成 23 年 11 月定例会予特委員会において、この支援事業を実施する際に、これまで行っていた交通遺児等における教育手当の支援内容との間に、今後大きな格差が生じることについて指摘させていただきました。その際、知事答弁において、寄附者の御意向を最大限に尊重しながら、寄附の状況等を見据え、検討してまいりたいとの答弁をいただきました。その後の検討経過や支援格差による現状認識でよいので、知事のお考えをお聞かせください。

答弁.22(岡部敦保健福祉部長)

交通遺児関係の手当ということに限りませんが、支援対象の範囲の拡大と内容につきましては、検討を先ほど申し上げましたように進めさせていただいております。例えば、県の保健福祉部内では、次世代育成支援対策地域協議会など、いろいろこの用途について御意見も伺っておりますが、寄附については寄附をされたときの寄附者の趣旨に沿ってやるべきではないかなど、いろいろな声をちょうだいしているところでございます。

質問23. 支援格差を埋めるため

震災遺児・孤児と交通遺児・孤児との支援格差を埋めるため、対象者を交通遺児に拡大させる、今の格差をできるだけ縮めていくようなその可能性も含めて、知事の考えをお聞かせください。

答弁.23(村井嘉浩知事)

親を亡くしたという点ですと、震災遺児・孤児だけではなくてきます。親を病気で亡くした子もいれば、犯罪等で亡くした子もあり、その辺の差は非常につけづらいのです。また震災遺児・孤児は子供の成長に伴いいずれはゼロになるわけですが、交通遺児・孤児は交通事故が無くならない限りでてくるということになります。仮に財源がなくなってしまったとき、手厚くケアされた子どもさんとそうでない子どもさんと格差が生まれてしまうことになるので、受益と負担の原則という点においても継続するのは難しいということになります。今回はこの財源は被災した子供たちということに光を当てて使うということで、寄附者の目的に合った使い方をするべきではないかという、結論に至っているということでございます。

質問.24 支援と教育手当

みやぎこども育英基金は支援金なので、施策目的としては未就学児に対する生活支援、児童・学生に対しては就学支援があげられます。そして、その施策の当該者は震災遺児・孤児本人です。一方、交通遺児等における教育手当の施策目的は交通遺児への激励であり、その当該者は交通遺児の養育者であります。この2つには元々支援と教育手当という部分での大きな差がございます。これは県の条例で変えられる範囲のことだと思うのですが、まずこの2つを同じ施策目的に変えることをどう考えておられるか、教育長の考えをお聞かせください。

答弁. 24(高橋仁教育長)

今回、交通遺児についての御質問を頂戴しておりまして、東日本大震災の遺児・孤児への対応と格差があるということで、お気持ちは十分に私どもも理解をしているところでございます。全国的な状況も含めまして、議員から頂戴している御意見に沿うことができるかどうか、持ち帰って検討させていただきたいと思っております。

質問. 25 寄附の実態

今の寄附に対する部分では教育庁が所管でいいのかもしれませんが、そこに対して、この実態を我々も広く県民に対して周知をしていき、そことの差を縮めるような寄附金額を、知事自身にもぜひ発信して頂きたいと思っております。それによって今、月額 3000 円であるものが少しでも上がっていくような形を、一般財源を投入することなく進めていけるのではないかと考えております。この寄附に対する実態について教育庁所管ではなかなかアピールが上手くいっていないというこの状況を、知事はどうお考えでしょうか、再度お聞かせください。

答弁. 25(村井嘉浩知事)

恐らく、ほとんどの方は今のそういう実態を御存じないと思いますので、私の方から、寄附をされる際には、そういったようなこともあるとお伝えしながら、寄附される方の御意向を最大限尊重して、いろいろ取り扱ってまいりたいと思います。そういう事実があるということを皆様に知らしめるのが我々の重要な仕事だと思いますので、しっかりと取り組んでまいります。

【大綱5 幼稚園就労費について】

質問. 26 幼稚園の就園補助奨励費

県内の幼稚園就労費補助の対前年比を含めた予算措置とその対象人数はどれくらいを想定しているのか、お聞かせください。

答弁. 26(高橋仁教育長)

平成 25 年度の県内市町村事業における対象人数は 9509 人、国庫補助対象となる事業費見込み総額は 9 億 7323 万 7000 円でありまして、このうち、国庫補助交付決定見込み額は 2 億 3817 万 9000 円であります。この幼稚園就園奨励費は、国が幼稚園就園奨励事業を行う市町村に対し、事業費の 3 分の 1 以内の額を直接補助する事業でありまして、県として予算措置はしていないところであります。そういったことから、平成 26 年度の制度改正後の対象人数及び事業費については、各市町村の試算等がこれから行われる為、現時点では把握できていないということを御理解いただきたいと思っております。

質問. 27 幼稚園の就労費の還付時期

次に、保護者から幼稚園就労費の補助申請は 5 月ごろに行われると思いますが、その還付時期はいつぐらいなのか、お聞かせください。

答弁. 27(高橋仁教育長)

保護者への還付の時期については、事業を実施する市町村又は園児の在籍する幼稚園によって異なりますが、園児の転出入等による補助対象者数等の変更に伴う変更交付申請も行う必要があるため、おおむね 1 月から 3 月ごろに還付されているところでございます。

質問. 28 幼稚園運営補助金

昨年度の園児 1 人当たりの運営補助金は 16 万 9311 円で、国が財政措置している金額より 4389 円低くなっており、県内の私立幼稚園設置者から不満が出ております。運営費助成単価が地方財政措置単価を下回っている理由と、平成 26 年度の園児 1 人当たりの単価を含めた予算措置の状況をお聞かせください。あわせて、ことし 1 月、宮城県私立幼稚園連合会、3 団体から、私立幼稚園費補助金順位を国の財源措置と県費かさ上げにより、宮城県の各種統計順位や財政力にふさわしい順位に引き上げるようにと要望しておりましたが、どのような対応をなされたのか、お聞かせください。

答弁. 28(上仮屋尚総務部長)

まず、国の財政措置単価をなぜ運営補助単価下回っているかということですが、その差額分につきましては、私立幼稚園の教職員の年金、退職手当を支払っております団体に対する補助を出している為であります。それから金額ですが、26 年度園児 1 人当たりの運営費補助単価 17 万 1658 円、それから学校法人立の私立幼稚園に対する運営費補助の総額 44 億 11 万でございます。それから、知事が幼稚園関係団体から頂いた要望についてですが、私立幼稚園が極めて幼児教育の振興に重要な役割を担っているということを承知していること、それから、26 年度の運営補助について、前年度の補助単価を上回るよう努力してまいりたいと回答いたしました。予算上の今申し上げた補助単価は、今年度よりも 1.4% 上回る額となっております。満足が完全にいく金額とはならなかったと思いますが、御理解をいただきたいと思っております。

質問. 29 子ども・子育て新制度

これまで、お聞きしてまいりました市町村分の幼稚園就労費、そして県が所管する経常経費の補助、この 2 つの制度については、平成 27 年度から始まる子ども・子育ての新制度以降は、施設型給付に収れんされる見通しです。施設型給付については、幼保の公平性や整合性の確保を図ることからすれば、平成 26 年度はその議論を早々に始めていかなければなりません。新制度への対応と県の財政的措置が今後どのようになっていくのかについて、お聞かせください。

答弁. 29(上仮屋尚総務部長)

施設型給付の単価を含む詳細については国が定める基準によるところですが、現在、国の会議で検討中でございます。その負担は、国、県、市町村が2分の1、4分の1、4分の1ですが、それについても、まだ国から示されておられません。一日も早く内容あるいは財政措置のあり方を示してほしいと強く求めてまいりたいと考えております。

質問. 30 幼稚園の今後

今後幼稚園は、認定こども園に移行して移行型施設給付を受けるのか、幼稚園のまま施設型給付を受けるのか、幼稚園のままで私学助成を受けるのか、3つの選択肢が出てくると思われます。それぞれの幼稚園で今判断に迷っているのが現状でございます。国の動向と正確な情報の提供が求められますが、幼稚園側への説明の実施主体は県が行うのでしょうか、また、行うとしたらその時期もお聞かせください。

答弁. 30(上仮屋尚総務部長)

私立幼稚園に対します子ども・子育て支援新制度の説明につきましては、宮城県私立幼稚園連合会の協力のもと、本日開催したところでございます。今後も説明に尽くしてまいりたいというふうを考えております。